

釧路公園の構想から戦後の改変に至る過程に対する社会文化的視点からの史的考察

Historical Research on Kushiro Park: A sociocultural perspective on the process from launch to post-war modifications

小林 昭裕*

Akihiro KOBAYASHI*

Abstract: This study examined the historical significance of Kushiro Park in Hokkaido, Japan from a sociocultural perspective, utilizing the related literature and interviews. The paper focuses on the following seven points: 1) local autonomy under Hokkaido reclamation policies and trends in Kushiro prior to the idea of a park; 2) the background to the idea of Kushiro Park and the selection of the location by the governor of Miyamoto; 3) the negotiation process between the Hokkaido Government and Kushiro Town for the acquisition of park land; 4) the change of land use on the planned park site which was allotted for reclamation to make farmland; 5) the utilization of park land by residents/government after opening; 6) the features and realization of park design of Honda Seiroku twice; 7) the separation and reduction of Kushiro Park after World War 2. The three major revelations from the study concern the mining development and urban expansion distribution in the background of the park concept and site selection; the difference in their attitude between the Hokkaido Government and Kushiro Town in the negotiation process, and; the contradiction with continuing to make park facilities against the reclamation led to the introduction of non-park land use.

Keywords: *Kushiro Park, historical research, socioculture, local government, local resident*

キーワード：釧路公園，史的研究，社会文化，地方自治体，地域住民，

1. はじめに

申龍徹⁷⁶⁾は、都市公園がどのようなプロセスで生み出され、利用され、機能していくのかを、社会的に問う必要性を指摘した。小野⁷⁰⁾は公園の文化的価値を捉える観点として、機能、思想、場所という切り口を示し、公園および周辺環境に積み重ねられた履歴の価値を歴史的にとらえる必要性を指摘した。本研究では、公園に対する社会文化的視点を、住民、地方自治体、政府等が公園という場所に積み重ねた履歴を通じて読み解くと位置づけた。

国の方針の影響を受けつつ、地域行政や地域住民が、近代空間としての公園を、どのように捉え、計画し、実現した過程について、城郭の公園化をはじめ、研究事例が蓄積されつつある⁶⁷⁻⁶⁸⁾。

江戸末期から市街が形成された港湾都市である函館や小樽、明治以降に計画的に区画割された札幌、旭川、明治以降に市街地が発展した港湾都市である釧路、室蘭、それぞれ都市の形成過程が異なった。釧路は石炭鉱業、鉄道、製紙業等の産業発展に伴い、釧路川河口と河成丘陵に市街地が形成された港湾都市である。釧路公園に関して、俵⁸⁰⁾は、1885～86年に釧路郡長宮本千万樹が公園の構想を提示したこと、1916年と1937年の2度にわたり本多静六による公園設計がなされたこと、公園予定地内に住宅や学校等が建設されたこと、第二次大戦後に春採公園と鶴ヶ岱公園に分離したことの概要を述べた。しかし、釧路の街の発展経緯、住民や地域行政の関与や背景についてほとんど触れていない。

本研究では、港湾都市である函館の函館公園¹³⁾、小樽の小樽公園と手宮公園の研究事例¹⁴⁾を踏まえ、公園の構想から、春採公園と鶴ヶ岱公園に分離に至る変遷を紐解くうえで、既往研究で触れておらず、見逃せない点に着目した。それは、なぜ宮本郡長が釧路の春採に公園を構想したのか、どのような経緯で公園予定地に学校等が建設されることになったのか、地域住民の関わりや本多の設計は変遷過程にどのような影響を与えたのか、そして、なぜ公園用地が縮小し分離することになったのか、本研究では、これらの事案に対して、社会文化的視点から史的考察を行った。

2. 調査方法

本論の構成として、自治制度の状況と構想以前の釧路の動向を整理し、宮本郡長による公園構想と公園用地選定の背景、公園用地取得における北海道庁（以下、道庁と略記）と釧路町の交渉過程、公園予定地に対する開墾条件を含めた土地用途の変更、2度にわたる本多静六の公園設計の特徴と実現化、開設前後の住民・行政による公園用地の活用や働きかけ、戦後における釧路公園の分離・縮小化に焦点をあて、釧路公園を取り巻く行政・土地制度および面積や計画等の変遷を表-1に整理し、関連資料の整理及び解釈を通じ、当該公園を社会文化史的視点から考察した。

資料として、事例対象公園に関する既往学術論文に加え、国会図書館や北海道立文書館、北海道立図書館、釧路市役所が所蔵する公文書や書籍、地図、当時の絵葉書、写真、雑誌等の関連情報を収集・整理した。釧路郡、釧路町、釧路市には1945年以前の事例対象公園に関する会議録が残存していない。そのため、釧路市立中央図書館所蔵の釧路新聞（1902年に発刊）や資料に多くを依った。本研究では、1958年以前の公文書、図面、新聞、雑誌の記事、公園案内等を一次資料とし、1959年以降に編集された市町村史、学術論文等を二次資料として扱った。なお、釧路公園の名称に関し、資料で春採公園と記載される場合、戦後の春採公園との混同を避けるため、本論では釧路公園と称した。

3. 地方自治と構想以前の釧路の動向

(1) 北海道における地方自治の状況

北海道の開拓行政は、政府直轄機関である開拓使（1869～1882）、三県一局（1882～1886）、北海道庁（1886～1947）、地方自治行政機関としての北海道（1947～）と変わった。「市制・町村制」（1888）、「府県制、郡制」（1890）の施行で、北海道は適用を除外され⁴⁾、広大未開という地域性、地域社会の流動性、地方行政荷担層の不確定等が指摘され⁷¹⁾、実質的な地方自治運営が困難とされた。

*専修大学 経済学部

1897年公布の「北海道区制」,「北海道一級町村制」,そして1899年10月に「北海道区町村制」が施行され,札幌,函館,小樽に区制が導入され,自治制が強化されたが,区制は府県の市制よりも官僚統制が強く制約的であった⁷⁹⁾。1級町村制で1900年に町制となった釧路町でも,同様に道庁の指揮監督下にあった。

(2) 宮本千万樹郡長による公園構想前後の釧路の発展経緯

明治改元の頃,釧路川河口の左岸にクスリ場所があり,交易,漁業,交通の要となる集落であった²¹⁾。1880年,厚岸外五郡役所が厚岸に置かれ,米町に釧路戸長役場が開庁した²³⁾。1884年に野坂良八が釧路別保の官林内に石炭層を発見した⁸¹⁾。同年9月米町出張所所長に郡書記宮本千万樹が任命された²¹⁾。1885年5月,厚岸郡役所所管を割き,釧路郡役所が設置され,初代郡長に郡書記宮本千万樹が任命された¹⁸⁾。同年11月,標茶に釧路集治監が設置され,囚人労働による産業基盤整備(幹線道路の開削等)が始まった⁷⁴⁾。1887年2月に安田善次郎がアトサヌプリ硫黄鉱山を取得し²⁰⁾,囚人労働を使い,標茶一硫黄山間の釧路鉄道を完成させ,春採炭山の開発に着手した²³⁾。同年6月,十勝国の七郡を釧路郡役所の管轄に移し,釧路外十一郡役所となった²³⁾。1887年7月~9月,道庁が英国から招いた港湾技師C・S・マークは釧路の干満・地質調査を行い,翌1888年に釧路港の水位測定を実施,11月に報文として道庁に提出した²¹⁾。1888年,金森汽船が函館釧路間に定期航路を開設した²¹⁾。1890年,釧路が特別輸出港に指定され,知人岬に灯台が設置されたが⁷³⁾,海岸は自然浜の状態,本格的な港湾施設が手付かずであった⁷²⁾。

4. 宮本千万樹郡長による公園構想と公園用地選定の背景

1887年10月,釧路郡外十一郡長宮本より北海道庁長官岩村通俊宛へ市街地の増設に関する上申書で「釧路市街は,近年陸産の興起と共に追日移住民増殖し,殊に本年の如きは俄然人の輻輳する所となり,船舶の入港毎に渡航の移民非ざるなく,日に月に開

進の勢ある・・・」^{3) 18 21 73)}と陳述し,安田の経営による硫黄の生産増加と春採炭山の開坑を間近に,入港する船舶や移民が増え,市街地の発展を述べた。さらに「・・・市街に沿ふたる丘上の地を宅地に為さん・・・今日の勢を以て進歩する時は丘上一面の原野,變じて一大市街に化するは遠きにあらざる・・・」^{3) 18 21 73)}と,春採方面の丘陵地への市街地拡大を予見した。「春採湖を中心として大公園地を予定する」⁸¹⁾としたのは,1887年10月の上申書とされるが,公園に関する記載はない^{3) 18 73)}。宮本郡長による公園構想の原本となる資料は管見の限り見出せなかった。人口に関し,1887年に釧路市街の戸数421戸,人口2,120名⁵⁾,1888年に667戸,2,897名,1889年に767戸,3,068名^{23) 81)},人口急増は1887年以降であった。また,「明治18,19年」²¹⁾とされた,公園構想の提言は1887年頃と解釈することが妥当であろう。なぜなら,1920年に釧路区長林田則友から宮本千万樹宛の感謝状に「明治20年に於て春採地内に公園地を予定して・・・」³⁾とあり,人口を含め,当時の状況に関する記述^{18) 73) 81)}と符合するからである。

1874年に函館に函館公園の設置,1881年に小樽に公園地が指定され,開拓使が港湾都市に公園を設けた経緯を考慮すると,釧路では,道庁主導の釧路港湾調査,釧路集治監による社会基盤整備,安田による炭鉱開発などによる移住者の増加など都市発展の機運を背景に,宮本郡長が公園構想を提示したと考えられる。公園地として想定した場所は,市街地拡大を予見した,当時の市街地と,春採炭山の中間,春採方面の丘陵地であった。

俵⁸⁰⁾が引用した「新釧路市史 第1巻(1974)」²¹⁾に,「明治18,19年・・・釧路の将来を,輸出入を中心とする商港都市と予見し,先進諸外国の港湾都市に範をとり,外来船員の慰安,休養施設の整備によって釧路港の対外信用に寄与させるため「春採湖の水はテームズ河に通ずる」として,春採湖を中心とした一大自然公園の造成を予定した宮本郡長の構想」²¹⁾と記載された。この記載内容に関し,「新釧路市史 第1巻」以前の資料^{3) 10 18 19 73 81)}では,上記に繋がる記載がない。釧路港の「対外信用に寄与」を公園設立の目的としているが,函館,小樽での公園開設の理由として提示されず^{13) 14)},明治18,19年頃に自然公園という用語は既存の公園で登場していない。一方,本多は公園設計^{8) 9)}で,外来船員の慰安,英国式の採用,天然山水の風景の利用を述べた。

5. 公園用地取得における北海道庁と釧路町の交渉過程

1900年に釧路町となり,同年4月には釧路線の鉄道工事が着工,人口10,399人となった⁸¹⁾。1901年に前田製紙竣工,釧路と白糠間の鉄道が開通,釧路に停車場ができ,基盤目状の市街地が釧路川右岸に形成された⁸¹⁾。しかし,春採方面の高台に「公園地」の記載があったが,高台に至る道路がなかった¹⁰⁾。釧路町長上野直温は,1909年に釧路築港事業に着手^{71) 81)},同年3月に163,560坪(54.1ha)の釧路公園の設計を土木主任に命じた³²⁾。「町勢の発達に鑑み公園地設置は町体面の維持上刻下に其必要なるものとして再三道庁当局と交渉・・・春採湖畔の官有地にして公園地として払下許可を興へられたる際は,種々の造営を為すべく公園計画設計図其他細密に渉り」³³⁾。同じ港湾都市の室蘭町が1909年に道庁に公園用地の無償貸与を出願した。釧路町長上野が公園設計を命じ,払下許可を出願した背景に,同じ港湾都市である室蘭の公園開設状況だけでなく,釧路における鉄道敷設・工場開設,人口増加に加え,釧路築港事業に着手し,都市機能を拡充する一環として都市公園の設置を構想したと推察される。

設計内容は風致を存するためとして,「一.事業種目 道路橋梁敷地 15,000坪 公衆運動場 30,000坪 樹林地及び草地 68,060坪 売店敷地 2,060坪 倶楽部敷地 2,500坪 園芸業者貸付地 38,200坪 丘陵敷地 1,320坪 建碑敷地 1,320坪 神社敷地 5,000坪 計 163,560坪(54.1ha)」とし,「一・・・園芸業者貸付地(倶楽

表一 釧路公園を取り巻く行政・土地制度および面積や計画等の変遷

1880	厚岸外五郡(釧路,白糠,阿寒,足寄,川上)郡役所が厚岸に置かれ,米町に釧路戸長役場が開庁。
1884	9月米町出張所開設,郡書記宮本千万樹が出張所長に任命。米町出張所の管轄は釧路村,米町,真砂町,桂志村,および白糠,川上,阿寒,足寄の4郡(4町+村2)。
1885	5月,厚岸郡役所所管を割き,釧路,白糠,川上,阿寒,足寄五郡を管轄する釧路郡役所が設置され,郡書記宮本千万樹が郡長に任命(1885~1891)。
1886	1月 三島の廃止により,新たに全道の行政,殖民等に関する主務機関として北海道庁が設置。 6月 釧路外四郡役所が釧路外11郡役所となり管轄区域が拡大し十勝国に及ぶ。 10月 釧路郡長宮本千万樹は北海道庁に対して市街地の増設について上申3,18,21,73)。
1887	安田善次郎が春採炭山の開発に着手21)。
1890	釧路特別輸出港指定。知人岬に港湾施設は整備されておらず,依然として交易,浜の段(72,73)。 運送交換又は貸付スロットヲ得ス但公衆ノ妨害トテラサル限リハ公用ニ供シタル儘有料又ハ無料ニテ特ニ其使用ヲ許スニテ得 69)。
1894	別保の鉱区へ鉱区の採掘許可申請が出され,別保,桂志,など五カ所の採掘権が認められた81)。
1897	3月「旧北海道国有未開地処分法」が制定。11月 郡役所を廃止,全道に19支庁(釧路支庁を含む)を設置。
1900	釧路町 一級町村制を実施81)。
1901	釧路と白糠間の鉄道が開通 釧路川右岸に停車場ができ,基盤目状の市街地が形成81)。
1908	釧路築港の設計図面が完成し,翌年の1909年(未)に修築実施21,81)。 上野直温町長が163,560坪(54.1ha)の釧路公園の設計を土木主任に命じた32)。
1909	5月 釧路町は春採湖畔の官有地にして公園地として払下許可を道庁に申請 10月 道庁に対して40町3反1畝10歩(40.0ha)を園遊地とし無償貸付 公園地付属地として未開地4町2反20歩(14.3ha)の地積を町経営に係る植林地として許可の出願33)。 1909年10月,道庁の方針により,出願内容を変更,春採外官有地40町3反1畝10歩(40.0ha)を釧路町公園地等級の目的を以て官有地取扱規則第11条但書きに依り無償にて使用出願,付帯せる未開地40町9反8畝29歩(40.6ha)を町経営の植林地として道庁に充託を出願 34)。
1914	6月 懸案中の公園予定地を釧路町と道庁が視察した結果,双方の土地利用に関する見解の相違が確認37)。 12月,道庁は「一.予定地88町歩の内,10町歩乃至20町歩を公園地として直ちに無償貸与をすか又は公園の必要を痛切に感じるまで従前の通り予定地として存置するか釧路町の意見を徹して処分する事 二.以上の残地積全部(68町歩乃至78町歩)は釧路町の本財産として畑目的に売却処分する事」のいずれかの選択を釧路町に迫る39)。
1915	5月 釧路町は 畑目的の未開地として出願40)。出願した面積は79町7反4畝15歩・・・地積中に茂尻矢御供山を含む41)。 4月 農耕地として貸付するため公園区画決定44)。5月6日 公園貸付開始46)。
1916	5月 町長に就任した林田則友は,区制実現のための公園計画等の政策を展開21)。釧路公園設計を本多博士に委嘱 47)。
1919	茂尻矢,御供山,柏木町一帯 54町歩の払い下げが決定し,増区して82町歩余りが町有地に編入21)。 釧路町の公園予定地は第1回の成功検査55)。
1920	林田区長は,区制実施申請に際し都市形成の必須条件として釧路公園内に配水場を造る計画を策定81)。
1922	市制施行により釧路市となる。
1925	釧路公園地内グランドのある場所に浄水場の建設が認可21)。
1926	5月 春採公園目的変更が道庁から許可され,配水場,公園,小学校などの整備方針が確定 61)。 6月 茂尻矢町の小公園が有志の努力奉仕によって竣工62)。
1931	茂尻矢にある湿地の埋立てを開始し,市設グランドを造成 79)。
1935	都市計画区域が設定。公園区域内の大部分が都市計画区域に指定され,区域内に浄水場,男子校(東中学校),湖畔病院,市営住宅,住宅用の道路などが立上りた16)。
1937	再度,本多静六に釧路公園の改造計画を依頼。
1942	現在の鶴ヶ岱公園の母体となる鶴ヶ岱聖地小公園が造られた65)。
1948	改造計画は戦争の為,実施に至らず21)。7月 釧路公園として 昭和12年作成の計画区域 202.4haを都市計画決定29)。
1951	5月 鶴ヶ岱を中心に6.1haの事業を実施,釧路公園の一部として鶴ヶ岱公園設置82)。
1956	都市公園法が施行。
1958	釧路公園61.62ha (一部完了,実施中) 鶴ヶ岱公園6.25ha(完了)28)。

部敷地売店敷地には五カ年分に対する使用料を前納せしめ・」一、維持方法 公園地全部竣工後の公園地に対する費用は収支共毎年釧路町一般会計に編入し之を支弁し経営維持する」「一、町その事業の程度 10 年を以て成功期間とし」³²。公園予定地の使用区分と面積、園芸業者貸付地倶楽部敷地売店からの使用料徴収を含めた 10 年間の事業計画が示された。

1909 年 5 月、釧路町会の議決により道庁に提出した払下出願では、「公園地としての出願に係るものなれば、本道未開地処分法に依れば公園地なる名目払下の規定は存在せざるを以て、強いて公園地として許可を受けんには多大の払下げ代金の納付を要するものあるべきにより」³³。10 月の町会で「予定地なる春採番外地官林 40 町 3 反 1 畝 10 歩 (40.0ha) は湖畔を蒔み頗る眺望に富みなる地点なるを以て是を園遊地として無償貸付を受くるにありて公園地としての町の營造は総て此の地積の上に計画せられ一方公園地付属地として未開地 14 町 2 反 20 歩 (14.3ha) の地積を町経営に係る植林地として是が許可の出願」³³に変更した。釧路町は公園地としての払下額が大きいため、方針を変更し、眺望の良い春採湖畔を公園地として未開地処分法による無償貸付、公園地付属地とするため町経営の植林地として払下を出願した。

しかし、1909 年 10 月、道庁の方針により、出願内容を変更することとなり、第 11 回町会において「春採番外地官有地 40 町 3 反 1 畝 10 歩 (40.0ha) を釧路町公園地等級の目的を以て官有地取扱規則第 11 条但書きに依り無償にて使用出願する事及び未開地売払出願に関する件即ち公園予定地に官有地を付帯せる未開地 40 町 9 反 8 畝 29 歩 (40.6ha) を町経営の植林地として道庁に売払を出願する事・・原案の儘に通過」³⁴。「官有地取扱規則

(1890) 勅令 276 号には「第 11 条 官ニ属スル公有地及ビ公有地水面ハ其公用ヲ廢シタルニアラザレハ売払譲与交換又ハ貸付スルコトヲ得ス但公衆ノ妨害トナラザル限リハ公用ニ供シタル儘有料又ハ無料ニテ特ニ其使用ヲ許スコトヲ得」³⁵とある。釧路町は、公園予定地を、「官有地取扱規則」に基づき無償使用し、植林地経営にあたる土地を払下により入手する手続きを行った。

1897 年 3 月に「旧北海道国有未開地処分法」が制定され、「第 4 条 公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付与シ又ハ有償若クハ無償ニテ貸付スルコトヲ得」³⁶により、公園用地として、無償貸付できる仕組みが整えられた。ただし、同第 7 条に「土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ」とある³⁶。釧路町が「旧北海道国有未開地処分法」による無償貸与ではなく「官有地取扱規則」に拠った背景として、「官有地取扱規則」では、公衆の妨害とならなければ、払下を受けた土地で使用料を徴することができ、財源に乏しい釧路町として公園造成管理費を工面しようと判断したのではないかと推察される。

進捗もなく、3 年後、1912 年、「有償払下げ出願する所ありしも未だ許可となり来らざる・・明治 37、8 年(1904、5 年)の頃・・其の後付近は漸次個人に払下られつつあれば・・」³⁵となり、蚕食される状況に陥った。釧路町は 1912 年に公園用地区分を次のように変更した。「道路橋梁敷地 9,160 坪 神社敷地 5,000 坪 建碑及丘陵敷地 2,640 坪 園芸地 37,893 坪 公衆運動場敷地 7,650 坪 倶楽部敷地 2,500 坪 競馬場敷地 55,297 坪 売店敷地 800 坪 合計 120,940 坪 (40.0ha)」³⁶。

交渉は停滞し、1914 年、土地利用を巡り、釧路町は、未開墾地のうち、一部を公園予定地及び植林地と想定し、それ以外を耕作適地とみなしていたが、道庁の見解は釧路町の見解と異なった³⁷。そこで、町役場、支庁、道庁が共同で現地視察し、意見調整を行った。その結果、道庁の意向に沿って、公園予定地の場所を変更し、「耕作地と公園適地との境界は営林区署苗圃よりムサに通ずる道路にして此の道路より春採湖方面を公園に茂尻矢方面を耕作地」³⁷とし、競馬場や花園を公園用地外とした³⁷。釧路町は、「従

来の総面積 公園予定地 120,940 坪 (40.0ha)、植樹地 122,969 坪 (40.6ha)、合計 243,909 坪 (80.6ha)」であったが「公園予定地 160,596 坪 (53.1ha)、農耕地 94,279 坪 (31.1ha)、合計 254,875 坪 (84.2ha)」³⁸と、変更した。これを受けて、道庁長官は、次のように指示し、「一 予定地 88 町歩 (87.3ha) の内、10 町歩乃至 20 町歩を公園地として直ちに無償貸与をなすか又は公園の必要を痛切に感じるまで従前の通り予定地として存置するか釧路町の意見を徴して処分する事 二 以上の残地積全部 (68 町歩乃至 78 町歩) は釧路町の基本財産として畑目的に売払処分する事・・」³⁹、釧路町の判断を求めた。1915 年 5 月、釧路町は、「新たに未開地として出願するにおいては払下すべしとの意向なりしたため、昨年末にこれに従い願書を訂正再出願し遂に今回土地立木代とも 360 余円を以て其目的を達し」⁴⁰。公園予定地の面積は 79 町 7 反 4 畝 15 歩 (79.1ha)、有償払下げに、畑目的の未開地という⁴¹、釧路町にとって本意でない結末に至った。

1897 年の国有未開地処分法から 1915 年までの間、第 4 条に依って開設された小樽区の手宮公園が 16.5ha⁴²、室蘭町の室蘭公園が 9.2ha⁴³であり、20 町 (19.8ha) 未満であった。同期間に開設された公園として、札幌の円山公園⁴⁴と旭川の神楽岡公園⁴⁵は借地料を支払い、函館の五稜郭公園は陸軍省から軍用地を無償貸付⁴⁶、旭川の常磐公園は旭川町が第七師団と交渉し得た中島共有地⁴⁷、余市町の円山公園は山林用地として払下された土地と住民から寄贈された土地⁴⁸であった。そのため、「10 町歩乃至 20 町歩を公園地として直ちに無償貸与」として道庁が示した公園面積は無償貸与した公園の実績を踏まえたものと推察される。

6. 公園予定地に対する開墾条件を含めた土地利用の変更

釧路町は、公園予定地 79 町歩余 (79.1ha) を、沼付近を除き茂尻矢付近一帯を畑地開墾するため、町会で小作費の方法を議決し、鉦下五箇年、十箇年の成功期限とした。釧路町は期限内に耕作予定地全部を小作により開墾しようか懸念を抱いていた⁴⁹。釧路公園予定地の農耕地区画について、町理事者らが実地踏査の結果に基づき、第 4 回町会に経過を報告し町会の承認を得て⁴⁴、貸付区画地となる合計 6 万 2 千坪余 (20.5ha) の貸付を終了した⁴⁸。

3 年後の 1919 年、第 1 回の開墾検査に対し、「79 町 7 反 4 畝 15 歩 (79.1ha) は畑目的地として売払許可を受けたるなれば、存置地 14 町歩 (13.9ha) を除き他は皆畑と為さざるべからず・・競馬場、動物園予定地として何等開墾を行わざる部分もありは是等も畑目的とすれば、いったんは耕地と為さざるべからず。公園造成費として毎年約 200 円の経費を予算に計上し来れるも、幸い開墾については小作契約のため何等経費を要せざる結果、此の造成費は、道路、運動場等に振替支消・成功検査のため是等の場所を一旦畑地として成功せしむるなど、甚だ煩雑なる手続きなれば多分近く目的変更の手續きに出て・」とある⁵⁰。釧路町は小作に依り開墾を進める一方で、小作によって浮いた経費で道路や運動場等を造成した場所を、成功検査の為に畑地として手続きするなど、釧路町が道庁との開墾契約に反したことから事務作業に困難を来たしたことが読み取れる。

1920 年 6 月、区制実施の際に実地調査に来た道庁地方課長乾利一は、開墾地に対し「驚くべき程有望な財産である。町の発展と共に其価値は次第に増進すべく、将来商業学校、師範学校が設置せらるるに際し、その敷地に困難を感じることなく、かつ経営の如何に依っては収益をも挙げ得べく、亦一大公園地として造成し得る」⁵⁰と述べた。本来、畑の開墾地だが、公共施設用地利用を含めた土地利用を道庁が推奨した。同年 7 月に区制が施行、林田区長は区制実施申請に際し都市形成の必須条件の一つとして上水道敷設が懸案であったことから、配水場を釧路公園内に造る計画を策定した⁵¹。1922 年に人口は 42,229 人¹⁹、釧路市となっ

た。1925年グランドの場所に浄水場の建設が認可された²¹⁾。

開墾成功期限の翌年1926年、釧路市として、畑地開墾という払下条件の達成が困難なことから、道庁と交渉を重ね、条件の見直しで合意した。それは、「一帯の造成、79町7反4畝15歩(79.1ha)は道庁より払下の当所畑地にて指令を受けたが、本来の目的は公園造成にあり、従って其の全部を耕地とする能わず、之が成功検査を受けるに多大の支障を来し、市理事者は目的変更について頭を悩まし道庁当局と折衝を重ねいたるが、本月七日付で漸く其指令を得た。土地内訳は左の如し。一畑宅地小学校敷地に対する成功期限は大正14年12月31日迄とす。二水道目的に対する大正17年12月31日迄と公園地に対する成功期限は大正20年12月31日迄とす。土地内訳畑・柵1町8反5畝20歩(1.8ha)、宅地3町5反5畝20歩(3.5ha)、小学校用地2町2反4畝11歩(2.2ha)、水道用地8町3反2畝(8.3ha)、公園地32町6反6畝25歩(32.4ha)、存置地6町1反5畝20歩(6.2ha)、合計79町7反4畝15歩(79.1ha)土地内既に貸付し小学校敷地は第五小学校、宅地は市営住宅にして、既に成功し居るが、水道敷地は目下造成中」とされた⁶¹⁾。釧路市は、道庁と交渉を通じ、払下条件の見直しで合意を得たことで、公園地を獲得したものの、当初の公園予定地に小学校、水道施設、宅地を認めることになった。

7. 再度にわたる本多静六の公園設計の特徴と中断

1916年2月町長に就任した林田則友は、区制実現のため公園計画等の政策を展開した²¹⁾。同年、本多静六への設計依頼の打診を検討し⁴⁵⁾、松岡釧路営林区署長を通じ釧路公園の設計を依頼した⁴⁷⁾。しかし、同時並行し、農耕地の区画設定、貸地料金設定、農耕地としての貸付が行われた⁴⁶⁾。8月9日に来釧した本多氏の公園地全体の視察に林田町長等が町の希望を述べ案内した^{50, 51)}。この時点で一部の道路や運動場が既に造成されていた。

本多の「釧路公園設計案」には面積に関する記載がないが、用地取得の経緯から79町4畝15歩(79.1ha)と推計された(図-1)。設計案では「旅客ヲ招致シテ其地方繁栄ノ基礎ヲナス・・海上ノ単調生活ニ倦ミタル旅客ハ上陸スルヤ先ズ以テ翠緑満タル樹下ヲ求ムルモノデアル。是レ当釧路ノ如キ港ヲ有スル都市ニ特ニ公園ノ必要ナル所以・・公園ニ最モ必要ナル要素ハ所謂山水ノ風景ナルニ当公園敷地ハ幸ニ春採湖ヲ有シ山水ノ両者ヲ兼備スル・・将来望ムラクハ湖ノ周圍全部ノ丘陵地一帯ヲモ公園トナス」とある⁸⁾。公園の役割として、集客に依る都市の発展、船客を招致する空間と捉え、公園の最も重要な要素として自然風景を挙げ、春採湖を評価し、湖岸一帯の公園化を目指す必要性を示している。

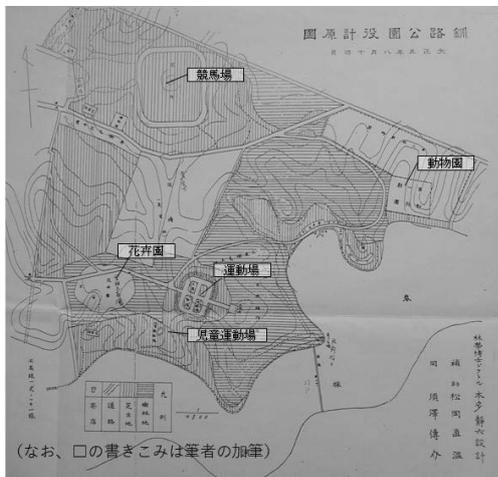


図-1 本多静六による釧路公園設計原図
(東京大学農学部森林風致計画学研究室所蔵)

更に続けて、公園設計の方針として「天然山水ノ風景ヲ最モ巧ミニ利用スルヲ主トシテ道路ヲ造リ之ニ漸次多少ノ人工ヲ加ウルニアリ。即チ快ク回遊シ得ベキ道路ヲ造リ之ニ沿フテ天然動植物園、養魚池、大小運動場、競馬場、休息所、花卉果樹園等ノ設備ヲナス・・本公園設計ノ様式ハ此釧路ガ雲霧多ク陰鬱ノ気分多キコト等宛モ英国ノ天然ニ似タルニヨリ英国式ヲ採用シ専ラ開闢雄大ノ景趣ヲ主トシ局部ニ限り幽翠ノ景ヲ現サン」とある⁸⁾。釧路の冷涼な気象条件を踏まえ、自然風景を生かし、自動車の普及を見越し回遊の園路を巡らせ、園路沿いに景趣を誘う事物を配する、英国式の公園設計を提示した。緒言につづく本文の構成は、第1道路、第2橋梁・渡船、第3湖上遊船・漁業、第4大運動場・児童運動場、第5忠魂碑・記念碑、第6天然植物園・外国樹種見本林、第7天然式動物園・鹿林、第8養魚池、第9花卉園、第10競馬場、第11土族博物館、第12農用動物園、第13果樹園、第14雑⁸⁾であった。設計案には1912年に釧路町が構想した建碑、園芸地、公衆運動場、競馬場が反映された。本多は設計案ができると、公会堂で公園像の講演を行い、釧路新聞を通じ同内容を11回連載⁵²⁾した。また、第14雑で「最も熱心なる人々を委員に挙げ且其道の学者を顧問⁸⁾とする保勝会の設立を奨励した。

その後、釧路市は、1926年に、畑地の開墾地から成功条件を変更したことで、公園予定地内に公園以外の施設の立地を進めた。1935年に都市計画区域が設定され、春採湖を北東から南西に湖の中間を横断する線引きにより、北西側が都市計画区域となり、公園区域内の大部分が都市計画区域に指定され、区域内に浄水場、男子校(東中学校)、湖畔病院、市営住宅、住宅用の道路などが立地した¹⁶⁾。1937年、再度、本多静六に改造計画を依頼した⁸⁹⁾。この時点で、当初の予定地内に、本多の設計の内、一部造成されたものは道路と運動場であり、運動場は、当初の区域外へ移転した。なぜ、釧路市が再び本多に設計を依頼し、本多が了承したのか、に関しては不明であった。

「春採公園改造計画概要」(1937)の緒言で「公園は市民の健康、休養、慰安の楽土であり、明日の活動への源泉地にして市民を利用するは勿論の事、旅行客殊に船客、船員を能く招致して地方繁栄に献する所甚大である・・更に天然の神秘阿寒国立公園の入り口に位する観光都市としても重要な都市にして、特に公園の必要な所以も亦此処に存する」⁹⁾。さらに、「要するに本公園の大方針は現存せる天然山水の風景を巧みに利用するを主として、回遊自動車道路を造り、更に之に関連して各種の施設を配備し、幾多逍遥道路を設け専ら開闢雄大の景趣を發揮せしむると同時に、各局部の特徴を有効に利用せんとする方針である」とある⁹⁾。設計の方針は基本的に前回の設計方針を踏襲しており、国立公園の玄関都市としての観光的役割に対応した点が付記された。

「春採公園計画概要」には第1期計画から第3期計画として、第1期計画では、第1公園区域の拡張、第2公園内道路、第3公園内入口、第4天然動物園、第5天然植物園、第6遊園地、第7総合運動場、第8郷土館、第9花卉園、第10養魚池、第11太平洋炭鉱の汚水処理、第12城山小学校の校舎及び運動場の移転、第13女子高等小学校の移転、第14市立湖畔病院、第15忠魂碑と前庭、第16湖畔及び湖面の装飾、第17湖上の周遊等。第2期計画として、第1自動車道路、第2逍遥道路、第3腰掛等。第3期計画として逍遥道路の改造、並木の延長。そして、第4保護管理について、市役所内に公園課を設置し、公園規則を設け、民間による保勝会或いは公園保護会の結成を推奨した⁹⁾。

最初の設計に対し競馬場が廃止されるなど一部に変更があり、当時の釧路の実情を踏まえ、公共施設の公園内での適地への移転も示した。また、1937年の計画図には、前回の設計図以降に造成あるいは市民利用がある場所が含まれた。施設としての茂尻矢の小公園と市設グラウンド(北限)、観桜の場である春採湖の対岸丘

丘陵地の湖岸にある茅野花園（南限）、新設されたプール（西限）、春採湖畔（東限）を取り込む広大な地積であった⁹⁾。公園区域は79.1haから202.4haに拡張されたが、本多は冒頭の「公園区域の拡張」に関し、「区域は、北は総合運動場の北を通る道路を以って限り西は旧湖畔病院前の道路を境にし、南は湖畔南岸幅百間にわたる丘陵を含み、東は春採炭鉱の湖頭埋め立て地に及ぶ一帯を包括せる地積に広げ、この外に遊園地の西方のアイヌ砦跡並にトラックの北方の窪地をも区域に含めるのである。しかしながら、上述の公園地に含まれない地域と雖も公園の景観並びに展望上、あるいは、公園地利用上密接の関係を有する周辺民有地に対しては、適当な公園施設を施すか、あるいは其の土地利用上或種の制限を加えるべき」とある⁹⁾。区域を拡張した背景に、現状の利用実態がある箇所だけでなく、土地所有や施設立地に拘わらず設定される国立公園法（1931年）の設計思想を本多は熟知しており、地域制公園の制度的適用が、本多の念頭にあったのではないかと推察される。その後、「本多博士の設計に基づき、道庁から係員来釧 市土木課・本多静六博士の公園改造計画に基づき基礎的調査を為すために実施計画を樹立する方針である・・・」⁶⁴⁾とされたが、戦争によって公園造成事業が繰り延べされ中断となった²⁰⁾。

8. 開設前後の住民や行政による公園用地の活用や働きかけ

(1) 運動会場の設置及び改修

市内で最も古い日進小学校が1890年5月18日、後に釧路公園予定地となる所で運動会を行った²⁰⁾。1903年に2校が加わり、3校の連合運動会が灯台下の運動場で開催された²⁰⁾。1911年6月9日に三小学校連合運動会、11日に第1回釧路官民連合運動会が知人の岬頭グラウンドで開催、当時の釧路の人口の3分の2、1万5千人の観衆が集まった²⁰⁾。1915年5月、国有未開地払下が決まると、6月6日、町会が釧路公園予定地のグラウンド造成に協力する事を満場一致で申し合わせた⁷⁷⁾。6月13日、釧路新聞と釧路日報の主催により、第2回釧路町官民運動会が仮設グラウンドで開催された²⁰⁾。釧路の運動会は各学校の運動会、学校連合運動会、町全体の運動会と拡大した²⁰⁾。1915年以降、官民連合運動会の開催が釧路公園予定地の仮設グラウンドで行われた⁷⁷⁾。1917年、本多静六による公園設計を受け、本年の運動会に間に合うよう工事を起こすため⁵³⁾、町費600円、運動会支出100円の合計700円でグラウンド改修が行われた⁷⁷⁾。場所は従来の位置より平行移動し、中心が12間程度（約21m）湖岸に近づいた¹⁵⁾。53)

1926年の開墾予定地の条件変更の前年、1925年、釧路市がグラウンドの傍に浄水場の建設を決定し、手狭になったため、10回目の官民連合運動会は第五小学校裏手にグラウンドを移転し実施された²⁰⁾。釧路大観図絵¹¹⁾には浄水場に隣接した南側、一段下がった台地に運動場が記載されていた。その後、浄水場の完成により狭隘になったため、1931年4月、釧路市は城山小裏手盆地、茂尻矢にある湿地の埋立てを開始し、市設グラウンドを造成した⁷⁹⁾。同年10月に開場記念市民大運動会が開催された²⁰⁾。市設グラウンドで1943年まで官民連合運動会が開催され、20周年記念大会では場内が2万5千人の観衆で賑わった²⁰⁾。大戦中から戦後、中断され、1947年以降、釧路公園を離れ別の場所で開催された³¹⁾。

(2) 花見、名勝地

観桜は市民の楽しみであったが、公園の位置する丘陵地は海岸から約1kmと近く塩害を受けやすく、遮るものがないので季節風が強く、サクラの生育には不適地である。1916年の写真には丘陵地の上部が草原で樹木がない²⁹⁾。1916年にサクラ160本⁴⁹⁾、1920年に、500本の山桜が植えられた⁵⁷⁾。しかし、釧路市民観桜の場所は、春採湖の対岸、丘陵地の湖岸にある茅野花園であり、観桜の頃、臨港鉄道が観月園停留所を設け観桜客の便宜を図るなど賑わった⁶³⁾。75) また、1914年、田中遊覧船が春採湖で開業し、屋

形船で来客をもてなすなど²⁹⁾、明治から戦前の絵葉書に、名所として春採湖が記載され、春採湖と湖岸は、観光資源や娯楽施設が乏しかった時代の行楽の場所であった²⁹⁾。

(3) 道路造成、小公園の設置、史跡の指定、改良工事

公園道路に関し、1919年に国有地の払い下げが確定し、茂尻矢から公園に続く道路工事に⁵⁴⁾始まり、1920年に児童の通学のため炭山から公園を貫き市街に通ずる道路工事が行われ、その後、1922年など、数年おきに運動場に通ずる道路改修を行い⁵⁶⁾、公園内を縦横断る道路が建設されていった。

1916年に本多が設計した公園区域外に、1926年4月、在郷軍人会茂尻矢分団の総会で御供山続きの丘陵を小公園とする件を協議し、分団員が労力提供し、植樹等は町有志が寄付を申し合わせ、市当局に陳情した⁵⁹⁾。同年5月の第一日曜日を期し実行委員会が労力を提供し、市役所に土木技手の派遣を求め実地測量設計した⁶⁰⁾。御手洗助役らの検分の結果、土地を無償貸与が決定、5月15、16日に分団員が総出で道路作業に着手⁶¹⁾、有志の労力奉仕によって道路や植樹など竣工した⁶²⁾。1942年、「鶴ヶ岱聖地小公園 忠霊塔境内を5千坪に拡張・・・なお予算10万円は一般市民の浄財を仰ぎ」⁶⁵⁾、現在の鶴ヶ岱公園の母体となる公園が造られた。

史跡指定に関し、1935年にチャランケン、春採堅穴群、モシリヤチャシが史跡に指定され²²⁾、1937年にヒブナの棲む湖として春採湖が国の天然記念物に指定¹¹⁾されるなど、歴史文化及び自然資源の保全が図られた。1932年に国庫金による春採湖西岸埋め立て護岸工事に着手し、1933年3月竣工、面積50,762m²を公園用地、中央をプールとし、結氷期にはスケート場に供した⁷³⁾。

9. 戦後における公園の分離・縮小化

釧路公園は、運動場を除き²⁴⁾、1937年の設計が手つかずのまま、しかも、食糧増産のため菜園地とされる状態であった¹¹⁾。1948年、本多静六が1937年に作成した計画区域202.4haを釧路公園として都市計画決定²⁹⁾した。区域内には学校、療養所など公共建築物、住宅も多く、公園とするには問題のある区域が相当数含まれていた⁸²⁾。1951年3月に釧路公園の事業認可をうけ、ひょうたん池付近を整備し、同年5月に釧路公園の一部として鶴ヶ岱公園エリア1.3haを設置した⁸²⁾。1952年、「釧路公園202.40ha 分類 自然公園 地積45.85ha 事業費16,425,000円」とされた²⁵⁾。

1956年3月発行の「釧路市統計書1956」²⁶⁾では釧路公園202.4haとされた。1956年4月、都市公園法が施行され、都市公園法第4条【公園施設の設置基準】には「建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を超えてはならない」。釧路公園内には、公園以外のさまざまな公共施設や住宅が含まれていたことから、都市公園とするには困難であった。1957年3月発行の「釧路市統計書1957」では釧路公園202.40ha（一部完了、実施中）²⁷⁾であったが、1958年3月発行の「釧路市統計書1958」では釧路公園61.62ha（一部完了、実施中）鶴ヶ岱公園6.25ha（完了）²⁸⁾となった。1962年3月、釧路公園の都市計画変更により名称一区域を変更し、釧路公園を現在の68.56haを春採公園、6.14haを鶴ヶ岱公園とした⁸²⁾。

したがって、都市公園法の施行が契機となり、公園施設の設置基準に合致する範囲に限定したことで、春採公園として公園面積が縮小される一方、ひょうたん池付近を整備し釧路公園の一部として鶴ヶ岱公園が設置され、現在に至ったことが確認された。

10. おわりに

1874年に函館に函館公園の設置、1881年に小樽に公園地が指定され、開拓使が港湾都市に公園を設けた経緯を考慮すると、釧路では、道庁主導の釧路港湾調査、釧路集治監による社会基盤整備、安田による炭鉱開発などによる移住者の増加など都市発展の

機運を背景に、1887年頃に宮本郡長が公園構想を提示したと考えられる。公園地として想定した場所は、市街地拡大を予見した、当時の市街地と、春採炭山の中間、春採方面の丘陵地であった。

1909年に釧路町長上野が、公園設計を命じ払下許可を出願した背景に、同じ港湾都市である室蘭の公園開設状況だけでなく、釧路での鉄道敷設・工場開設、人口増加に加え、釧路築港事業に着手し、都市機能を拡充する一環として都市公園の設置を構想したと推察された。1916年2月町長に就任した林田則友は、区制実現のため公園計画等の政策を展開²¹⁾、同年、本多静六への設計依頼を打診するなど、公園が都市政策として位置付けられていた。

公園用地取得における道庁との交渉過程から、当初の公園予定地の場所が変更され、畑目的の未開地の有償払下という、釧路町として不本意な結果となった。財源に乏しい釧路町は、公園と植樹地を一体として払下の方針であった。一方、監督権限を持つ道庁は、公園としての払下に応じず、既に無償貸与した公園に比較し、倍以上の地積となる公園を無償貸与することに難色を示した。

用地の用途が混乱した契機として、釧路町が道庁の意向に沿って畑地開墾として払下を約したものの、畑地開墾が進まないことから、成功検査の承認を得られず、払下が困難となりながらも、公園造成の方針を継続するという矛盾を抱えた点にあった。そして、釧路区が区制実施申請に際し、都市形成の必須条件であった配水場を釧路公園地内に造る計画を策定した。その後、道庁が市街地発展を見越し、公共施設用地の活用の方針転換を示唆し、釧路市が公共施設整備や宅地用地として公園予定地の活用など、行政内部で公園予定地の方針変更がなされたことが読み取れた。

2度にわたる本多静六の公園設計には、共通点として、市民のための保健・衛生や慰安・休息、娯楽、旅行客の招致を公園の目的とした点、開潤雄大な景趣を活かした園路と園路沿いの施設配置が認められたほか、施設配置などの現状を踏まえ設計がなされた。最初の設計案には1912年に釧路町が構想した建碑、園芸地、公衆運動場、競馬場が反映され、2回目の公園設計には、初回の設計以降に造成あるいは市民利用がある場所が包含された。2回目の設計上の特徴として、公園以外の施設を含む地域制公園の思想をみる事ができた。設計の実現では、最初の設計が土地用途の変更により、2回目の設計は戦争によって、実を結ばなかった。

開設後の住民・行政による公園用地の活用や働きかけに関し、「釧路官民連合運動会」会場として活用され、春採湖の対岸湖畔が観桜で賑わうなど、春採湖と湖畔は、観光資源や娯楽施設が乏しかった時代の数少ない行楽の場所であった。行政は運動場の改良・移転工事、運動場へ続く道路の改修を行い市民の要望に対応した。また、市民の発意に応じて小公園が造られたほか、鶴ヶ岱公園の母体となる鶴ヶ岱聖地小公園が1942年に造られた。

戦後も設計が保持され釧路公園として都市計画決定されたが、実態は食糧増産のため菜園地、学校、療養所など公共建築物、住宅も多く、公園の態をなしていなかった。1956年4月に都市公園法が施行され、第4条【公園施設の設置基準】を遵守するため、非公園的土地利用の区域を除いたことで公園面積は縮小し、1958年に現在の、春採公園と鶴ヶ岱公園に至ったことが判明した。

謝辞：東京大学下村彰男教授、釧路市公園緑地課、同教育委員会生涯学習課より貴重な資料提供を頂いたことに謝意を表す。道立文書館、釧路市立中央図書館、東京都公園協会からご協力を頂いたことに謝意を表す。なお、本研究は、JSPS 科研費「19K06113」の助成を受けたものである。

補注及び引用文献

- 1) 旭川市土木部みどり公園課監修 <www.asahikawa-park.or.jp/park/synthesis/kagura.html>、あさひかわの公園、更新日不明、2019.6.17 参照
- 2) 旭川市史編集会議(2018)：新旭川市史第3巻通史2：旭川市、572-573

- 3) 古川方忠一郎(1923)：釧路発達史：文化印刷、201-202
- 4) 北海道編(1973)：新北海道史第4巻通史3：北海道発行、90-124
- 5) 北海道釧路外11郡役所(1889)：北海道釧路外11郡役所統計書：117pp
- 6) 北海道立文書館(1990)：北海道立文書館所蔵資料目録 北海道国有未開地処分法完結文書 付録、1-3
- 7) 北海道庁(1913)：『函館五稜廓貸下の件』国立公文書館アジア歴史資料センター Ref. C02031585800、< https://www.jacarc.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi >、更新日不明、2019.8.14 参照
- 8) 本多静六(1916)：釧路公園設計案：東京大学農学部森林風致計画学研究室所蔵、25pp
- 9) 本多静六(1937)：春採公園改設計案概要：釧路市役所、(公)東京都公園協会所蔵、26pp
- 10) 五十幡龍五郎(1906)：釧路案内記：白陽堂、付図
- 11) 記念誌誌編集部会編(2014)：春採湖の会創立50周年記念誌：春採湖の会、図付、102pp
- 12) 小林昭裕(2016)：円山公園にみる都心郊外山麓の公園成立と変遷に関する社会文化的視点からの史的考察：ランドスケープ研究 79(5)、425-430
- 13) 小林昭裕(2018)：函館公園の特性が成立した過程に関する社会文化的視点からの史的考察：ランドスケープ研究 81(5)、433-438
- 14) 小林昭裕(2019)：小樽公園と手宮公園の開設及び改修過程に関する社会文化的視点からの史的考察：ランドスケープ研究 82(5)、445-450
- 15) 釧路工務所製図(1921)：釧路区市街図：釧路工務所、道立文書館所蔵
- 16) 釧路市(1925)：昭和10年 釧路都市計画図：内務省告示 159号
- 17) 釧路市(1948)：都市公園台帳及び市議会議事録
- 18) 釧路市(1953)：釧路市史資料集第2号：釧路市、2-3
- 19) 釧路市(1954)：釧路市史資料集第3号：釧路市、80-82
- 20) 釧路市(1972)：新創路市史第3巻：釧路市、569-592
- 21) 釧路市(1974)：新創路市史第1巻：釧路市、583、616-624、635-639、649-653、674-678、708-732
- 22) 釧路市(1974)：新創路市史第4巻：釧路市、904
- 23) 釧路市(1975)：新創路市史別冊 釧路市総合年表：釧路市、32-71
- 24) 釧路市役所(1930)：昭和3年 釧路市勢要覧：釧路市役所、123pp
- 25) 釧路市役所(1952)：釧路市統計書 1952：釧路市役所、172pp
- 26) 釧路市役所(1956)：釧路市統計書 1956：釧路市役所、156pp
- 27) 釧路市役所(1957)：釧路市統計書 1957：釧路市役所、108pp
- 28) 釧路市役所(1958)：釧路市統計書 1958：釧路市役所、114pp
- 29) 釧路市総務部地域史資料室(2003)：遠い日のくしろ：釧路市、釧路春採湖の奇跡、北海道立図書館所蔵 絵ハ 260-9、232pp
- 30) 釧路市総務部地域史資料室編(2014)：釧路市史研究第4輯 特集号 太平洋放銃の軌跡：釧路市、98pp
- 31) 釧路市民大運動会 編(1998)：釧路市民運動会80回記念誌：釧路市民大運動会、73pp
- 32) 釧路新聞(1909) 明治42年3月24日 1744号
- 33) 釧路新聞(1909) 明治42年10月24日 1927号
- 34) 釧路新聞(1909) 明治42年10月26日 1928号
- 35) 釧路新聞(1912) 明治45年7月4日 2738号
- 36) 釧路新聞(1912) 明治45年7月18日 2750号
- 37) 釧路新聞(1914) 大正3年6月19日 3322号
- 38) 釧路新聞(1914) 大正3年7月10日 3340号
- 39) 釧路新聞(1914) 大正3年12月4日 3460号
- 40) 釧路新聞(1915) 大正4年5月16日 3588号
- 41) 釧路新聞(1915) 大正4年5月20日 3592号
- 42) 釧路新聞(1915) 大正4年6月13日 3612号
- 43) 釧路新聞(1915) 大正4年10月27日 3728号
- 44) 釧路新聞(1915) 大正5年4月25日 3871号
- 45) 釧路新聞(1916) 大正5年4月27日 3873号
- 46) 釧路新聞(1916) 大正5年5月6日 3881号
- 47) 釧路新聞(1916) 大正5年5月12日 3886号
- 48) 釧路新聞(1916) 大正5年5月20日 3893号
- 49) 釧路新聞(1916) 大正5年6月8日 3909号
- 50) 釧路新聞(1916) 大正5年8月10日 3943号
- 51) 釧路新聞(1916) 大正5年8月13日 3967号
- 52) 釧路新聞(1916) 大正5年8月16日～8月27日 3969～3979号
- 53) 釧路新聞(1917) 大正6年5月3日 4177号
- 54) 釧路新聞(1919) 大正8年8月9日 4833号
- 55) 釧路新聞(1919) 大正8年8月26日 4853号
- 56) 釧路新聞(1920) 大正9年3月13日 4998号
- 57) 釧路新聞(1920) 大正9年5月15日 5052号
- 58) 釧路新聞(1920) 大正9年6月26日 5087号
- 59) 釧路新聞(1926) 大正15年4月6日 6914号
- 60) 釧路新聞(1926) 大正15年4月25日 6933号
- 61) 釧路新聞(1926) 大正15年5月13日 6951号
- 62) 釧路新聞(1926) 大正15年5月21日 6959号
- 63) 釧路新聞(1926) 大正15年6月1日 6970号
- 64) 釧路新聞(1938) 昭和13年6月2日 11189号
- 65) 釧路新聞(1942) 昭和17年2月3日 12470号
- 66) 室蘭市役所(1941)：室蘭市史 上巻：室蘭市役所発行、984pp
- 67) 野中勝利(2016)：「廃城」後の城址における公園化の契機と経過：ランドスケープ研究 79(5)、419-424
- 68) 小代薫(2014)：神戸開港場における内外人住民の自治活動と近代都市環境の形成に関する研究：神戸大学学位論文、131pp
- 69) 荻野千之助(1891)：官民提携現行地租便覧：114-117、国立国会図書館デジタルコレクション、< http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/790455/62 >、更新日不明、2019.8.14 参照
- 70) 小野良平(2007)：近代の公園の文化的価値とその保全の意義：ランドスケープ研究 70(4)、269-272
- 71) 小樽市(1963)：小樽市史 第2巻：小樽市役所、436-456
- 72) 酒井多加志(2002)：釧路港に於ける港湾空間の発達過程：地学雑誌 111(1)、100-117
- 73) 佐々木米太郎(1936)：釧路郷土史考：釧路市役所、27-30、125-129、164-166、付図
- 74) 佐藤尚(1982)：釧路歴史散歩(上)：釧路市、200pp
- 75) 佐藤尚(1983)：釧路歴史散歩(下)：釧路市、240pp
- 76) 申龍徹(2004)：都市公園政策形成史：法大出版局、335pp
- 77) 須磨義編(1960)：釧路市民運動会誌：釧路市民運動会事務局、228pp
- 78) 鈴木英一(1985)：北海道町村制度史の研究：北海道大学図書刊行会、417-431
- 79) 田中喜治著(1935)：釧路市 昭和10年：釧路市役所、付図
- 80) 徳浩三(2008)：北海道・緑の環境史：北海道大学出版会、212-214
- 81) 渡辺茂 編(1957)：釧路市史：釧路市役所、177-199、367-383
- 82) 山口哲夫(1974)：釧路叢書第15巻 春採湖、大日本印刷株式会社、229-243
- 83) 余市町(1995)：余市生活文化発達史 史料2：余市町、475-479

(2019.9.28受付, 2020.3.30受理)